

令和 6 年度における飯山市の障がい者就労施設等からの
物品等の調達推進を図るための方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

3 方針の管理

この方針の策定及び管理は、民生部保健福祉課において行う。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設等とする。

ア 障がい者支援施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

イ 地域活動支援センター

ウ 障がい福祉サービス施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

エ 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 障害者優先調達推進法施行令（平成24年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障がい者

ク 在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、本市が調達する物品等のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 調達目標

令和6年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達については、物品及び役務の種別毎に前年度の実績を上回ることを目標とする。

7 調達推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次の取組を行う。

(1) 情報の収集及び共有

障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、全組織でその情報を共有する。

(2) 受注機会増大のための措置

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの調達に配慮した納期の設定等に努める。

ウ 物品等の調達に際しては、仕様等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(3) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

8 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成した時は、市報及び市ホームページで公表する。

(2) 調達実績は、年度終了後に取りまとめ、市報及び市ホームページで公表する。